

# 説 明 資 料

## ( 専 門 家 の 活 用 )

## 司法制度改革審議会意見（平成 13 年 6 月 12 日）（抄）

### 国民の期待に応える司法制度

#### 第 1 民事司法制度の改革

##### 8．裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化

###### (1) ADR の拡充・活性化の意義

司法の中核たる裁判機能の充実に格別の努力を傾注すべきことに加えて、ADR が、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図るべきである。

多様な ADR について、それぞれの特長を活かしつつ、その育成・充実に努めていくため、関係機関等の連携を強化し、共通的な制度基盤を整備すべきである。

社会で生起する紛争には、その大小、種類などにおいて様々なものがあるが、事案の性格や当事者の事情に応じた多様な紛争解決方法を整備することは、司法を国民に近いものとし、紛争の深刻化を防止する上で大きな意義を有する。裁判外の紛争解決手段（ADR）は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性を活かした解決、プライバシーや営業秘密を保持した非公開での解決、簡易・迅速で廉価な解決、多様な分野の専門家の知見を活かしたきめ細かな解決、法律上の権利義務の存否にとどまらない実情に沿った解決を図ることなど、柔軟な対応も可能である。

我が国における ADR としては、裁判所による調停手続、また裁判所外では、行政機関、民間団体、弁護士会などの運営主体による仲裁、調停、あっせん、相談など多様な形態が存在する。しかしながら、現状においては、一部の機関を除いて、必ずしも十分に機能しているとは言えない。一方、経済活動のグローバル化・情報化に伴い、国際商事紛争を迅速に解決する仕組みの整備について国際連合等において検討が進められ、また、諸外国においては、競争的環境の下で民間ビジネス型の ADR が発展するなど新たな動向を示し

ており、我が国としても早急な取組が求められている。

こうした状況を踏まえ、国民がより利用しやすい司法を実現するためには、まず司法の中核たる裁判機能について、これを拡充し、国民にとって一層利用しやすくしていくことに格別の努力を傾注すべきことは当然であるが、これに加えて、ADR が、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。

各 ADR がそれぞれの特長を活かしつつ充実・発展していくことを促進するため、関係機関等の連携を強化し、共通的な制度基盤の整備を推進すべきである。

## (2) ADR に関する関係機関等の連携強化

**ADR の拡充・活性化に向けた裁判所や関係機関、関係省庁等の連携を促進するため、関係諸機関による連絡協議会や関係省庁等の連絡会議等の体制を整備すべきである。**

**訴訟、ADR を含む紛争解決に関する総合的な相談窓口を充実させるとともに、インターネット上のポータル・サイトなど情報通信技術を活用した連携を図り、ワン・ストップでの情報提供を実現すべきである。**

**ADR の担い手の確保については、人材、紛争解決等を含む情報の開示・共有を促進した上で、必要な知識・技能に関する研修等を充実させるべきである。**

ADR の拡充・活性化については、個々の ADR の性格に応じた多面的な検討が必要であるが、情報提供の強化、担い手の確保、財政基盤の確立、制度基盤の整備など、各 ADR におおむね共通する横断的な課題も多い。このため、ADR の拡充・活性化に向けた裁判所や関係機関、関係省庁等の連携を促進するため、関係諸機関による連絡協議会や関係省庁等の連絡会議等の体制を整備すべきである。

運用面での具体的な連携として、まず、ADR に関する情報提供面での連携を強化することが、利用者の利便の向上、ADR に対する認知度・信頼性の向上の見地から重要である。このため、訴訟、ADR を含む紛争解決に関する総合的な相談窓口を充実させるとともに、インターネット上に ADR の総合窓口サイト（ポータル・サイト）を整備するなど情報通信技術を活用した連携を図り、手続、機関に関する情報を始めとする各種情報をワン・ストップで国民に提供できるようにすべきである。

さらに、担い手の確保面でも連携を図り、ADR の質的充実に活かしていくことが重要である。このような見地から、担い手、解決事例、解決手法等の各種情報について、プライバシーや秘密保持にも配慮しつつ、裁判所を含む各機関が積極的に開示した上で、ポータル・サイトの活用や人材の相互交流等により、関係機関間での情報共有を促進していくべきである。その上で、ADR の担い手に必要な知識・技能に関する研修等を充実させるべきである。

### (3) ADR に関する共通的な制度基盤の整備

**国際的動向を見つつ、仲裁法制（国際商事仲裁を含む。）を早期に整備すべきである。**

さらに、総合的な ADR の制度基盤を整備する見地から、ADR の利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律（いわゆる「ADR 基本法」など）の制定をも視野に入れ、必要な方策を検討すべきである。その際、例えば、時効中断（又は停止）効の付与、執行力の付与、法律扶助の対象化等のための条件整備、ADR の全部又は一部について裁判手続を利用したり、あるいはその逆の移行を円滑にするための手続整備等を具体的に検討すべきである。

**隣接法律専門職種など非法曹の専門家の ADR における活用を図るため、弁護士法第 72 条の見直しの一環として、職種ごとに実態を踏まえて個別的に検討し、法制上明確に位置付けるべきである。**同条については、少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。

ADR の共通的な制度基盤に関し、まず、仲裁法制については、現在も明治 23 年制定の法律が、新民事訴訟法制定の際の改正作業から分離され、「公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律」としてそのまま残されており、国際連合国際商取引法委員会における検討等の国際的動向を見つつ、仲裁法制を早期に整備すべきである。その際、経済活動のグローバル化や国境を越えた電子商取引の急速な拡大に伴い、国際的な民商事紛争を迅速に解決することが極めて重要となっていることから、国際商事仲裁に関する法制をも含めて検討すべきである。

さらに、総合的な ADR の制度基盤を整備する見地から、ADR の利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律（いわゆる「ADR 基本法」など）の制定をも視野に入れ、必要な方策を検討すべきである。その際、例えば、ADR の利用を

促進する見地から、時効中断（又は停止）効の付与、執行力の付与、法律扶助の対象化を可能とするための具体的要件を検討すべきである。また、ADR と裁判所との手続的連携を促進する見地から、ADR の全部又は一部について裁判手続を利用したり、あるいはその逆の移行を円滑にするための手続整備等を具体的に検討すべきである。

担い手の確保に関する制度の整備としては、隣接法律専門職種など非法曹の専門家の ADR における活用を図るため、弁護士法第 72 条の見直しの一環として、職種ごとに実態を踏まえてその在り方を個別的に検討し、こうした業務が取扱い可能であることを法制上明確に位置付けるべきである。 弁護士法第 72 条については、少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。

## 司法制度を支える法曹の在り方

### 第 3 弁護士制度の改革

#### 7. 隣接法律専門職種の活用等

訴訟手続において、隣接法律専門職種などの有する専門性を活用する見地から、

- ・ 司法書士への簡易裁判所での訴訟代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。また、簡易裁判所の事物管轄を基準として、調停・即決和解事件の代理権についても、同様に付与すべきである。
- ・ 弁理士への特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。
- ・ 税理士について、税務訴訟において、裁判所の許可を得ることなく、補佐人として、弁護士である訴訟代理人と共に裁判所に出席し、陳述する権限を認めるべきである。
- ・ 行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士など、その他の隣接法律専門職種などについては、その専門性を訴訟の場で活用する必要性や相応の実績等が明らかになった将来において、出廷陳述など一定の範囲・態様の訴訟手続への関与の在り方を個別

的に検討することが、今後の課題として考えられる。

ADRを含む訴訟手続外の法律事務に関して、隣接法律専門職種などの有する専門性の活用を図るべきである。具体的な関与の在り方については、弁護士法第72条の見直しの一環として、職種ごとに実態を踏まえて個別的に検討し、法制上明確に位置付けるべきである。

弁護士法第72条については、少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。

(略)

弁護士法第72条は、弁護士でない者が報酬を得る目的で法律事件に関して法律事務を取り扱うことなどを業とすることを禁止している。一方、司法書士、弁理士、税理士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士などのいわゆる隣接法律専門職種は、それぞれの業法に定められたところに従い、限定的な法律事務を取り扱っている。

弁護士と隣接法律専門職種との関係については、弁護士人口の大幅な増加と諸般の弁護士改革が現実化する将来において、各隣接法律専門職種の制度の趣旨や意義、及び利用者の利便とその権利保護の要請等を踏まえ、法的サービスの担い手の在り方を改めて総合的に検討する必要がある。しかしながら、国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消する必要性にかんがみ、利用者の視点から、当面の法的需要を充足させるための措置を講じる必要がある。

このような観点に立ち、訴訟手続においては、隣接法律専門職種などの有する専門性を活用する見地から、少なくとも、司法書士の簡易裁判所での訴訟代理権（簡易裁判所の事物管轄を基準として、調停・即決和解事件の代理権についても同様）、弁理士の特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。税理士について、税務訴訟において、裁判所の許可を得ることなく、補佐人として、弁護士である訴訟代理人と共に裁判所に出頭し、陳述する権限を認めるべきである（なお、この点については、第151回<平成13年>国会での税理士法改正法案の可決・成立により、立法措置が行われたところである。）

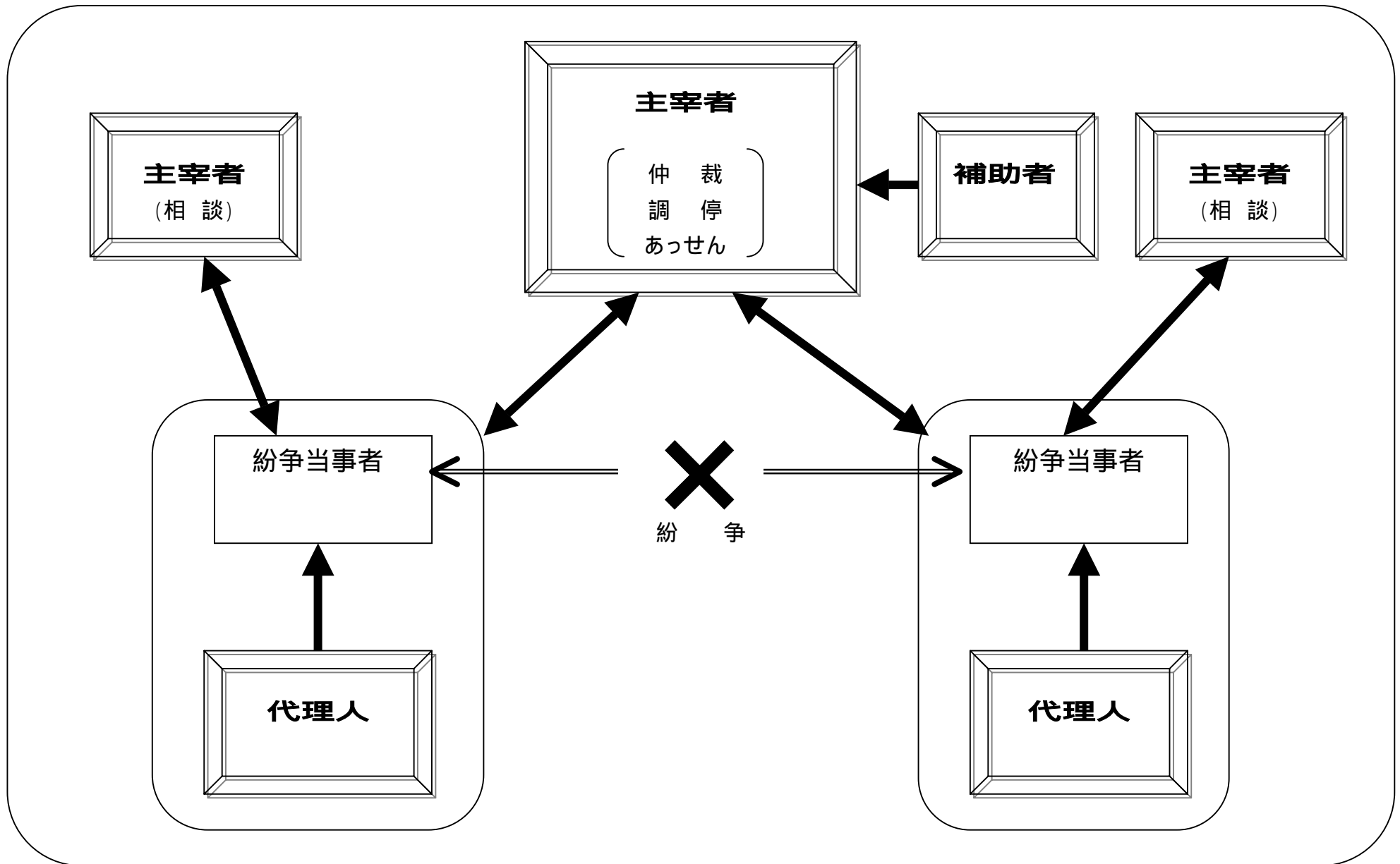
行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士など、その他の隣接法律専門職種などについては、その専門性を訴訟の場で活用する必要性や相応の実績等が明らかになった将来において、出廷陳述など一定の範囲・態様の訴訟手続への関与の在り方を個別的に検討する

ことが、今後の課題として考えられる。

また、ADR を含む訴訟手続外の法律事務に関して、隣接法律専門職種などの有する専門性の活用を図ることも重要である。具体的な関与の在り方については、後述する弁護士法第 72 条の見直しの一環として、職種ごとに実態を踏まえて判断すべきである。その際、当該法律事務の性質と実情、各職種の業務内容・専門性やその実情、その固有の職務と法律事務との関連性、法律事務に専門性を活用する必要性等を踏まえ、その在り方を個別的に検討し、こうした業務が取扱い可能であることを法制上明確に位置付けるべきである。なお、弁護士法第 72 条については、少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。

(以下略)

# ADRにおける専門家の活用形態





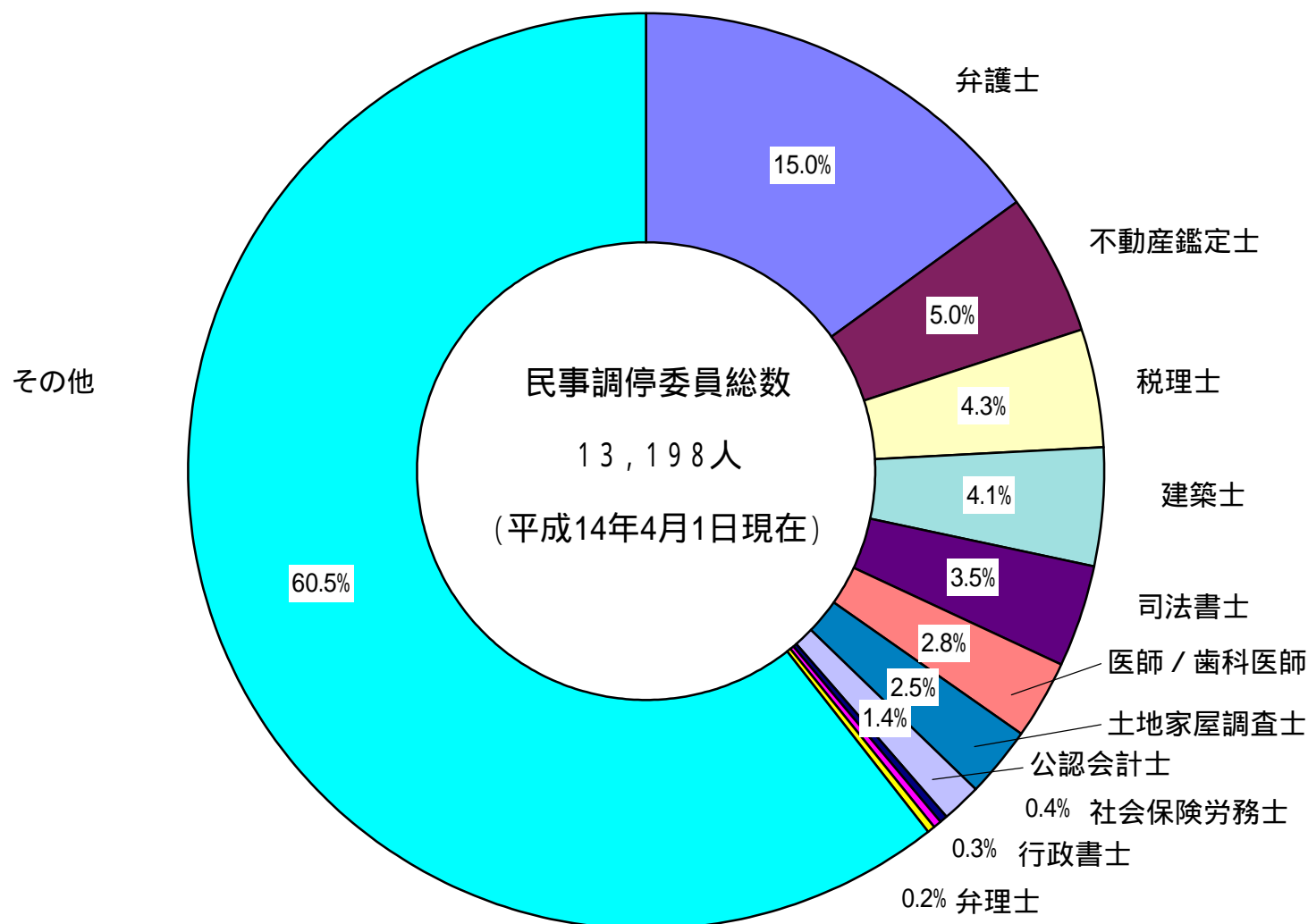
ADR における弁護士以外の専門家等の活用事例(一例)

	主 宰		代 理
	相 談	仲 裁・調 停・あ っ せ ん	
司法型 ADR		各種専門家(別紙1) 【民事調停・家事調停】	一定の司法書士(注) 【民事調停】
行政型 ADR	消費生活専門相談員 【国民生活センター/消費生活センター】	消費生活専門相談員 【国民生活センター/消費生活センター】  学識経験者(大学教授、元裁判官、 専門家等) 【各種行政型ADR】	
民間型 ADR (別紙2)	弁理士、学識経験者 【日本知的財産仲裁センター】  消費生活アドバイザー、消費生活コ ンサルタント 【(社)日本通信販売協会】	弁理士 【日本知的財産仲裁センター】  消費生活アドバイザー 【各種 PL センター】  医師 【(財)自賠責保険・共済紛争処理機構】  建築士、不動産鑑定士等 【(財)不動産適正取引推進機構】  学識経験者、実業家等 【(社)国際商事仲裁協会】 【各弁護士会仲裁センター】	弁理士 【日本知的財産仲裁センター】 【(社)国際商事仲裁協会】

(資料)「わが国のADR機関の概要(ADR検討会資料2-1)」等より作成

(注)一定の司法書士の民事調停代理は、平成15年4月施行の改正司法書士法に基づくもの

### 民事調停委員の職業別割合

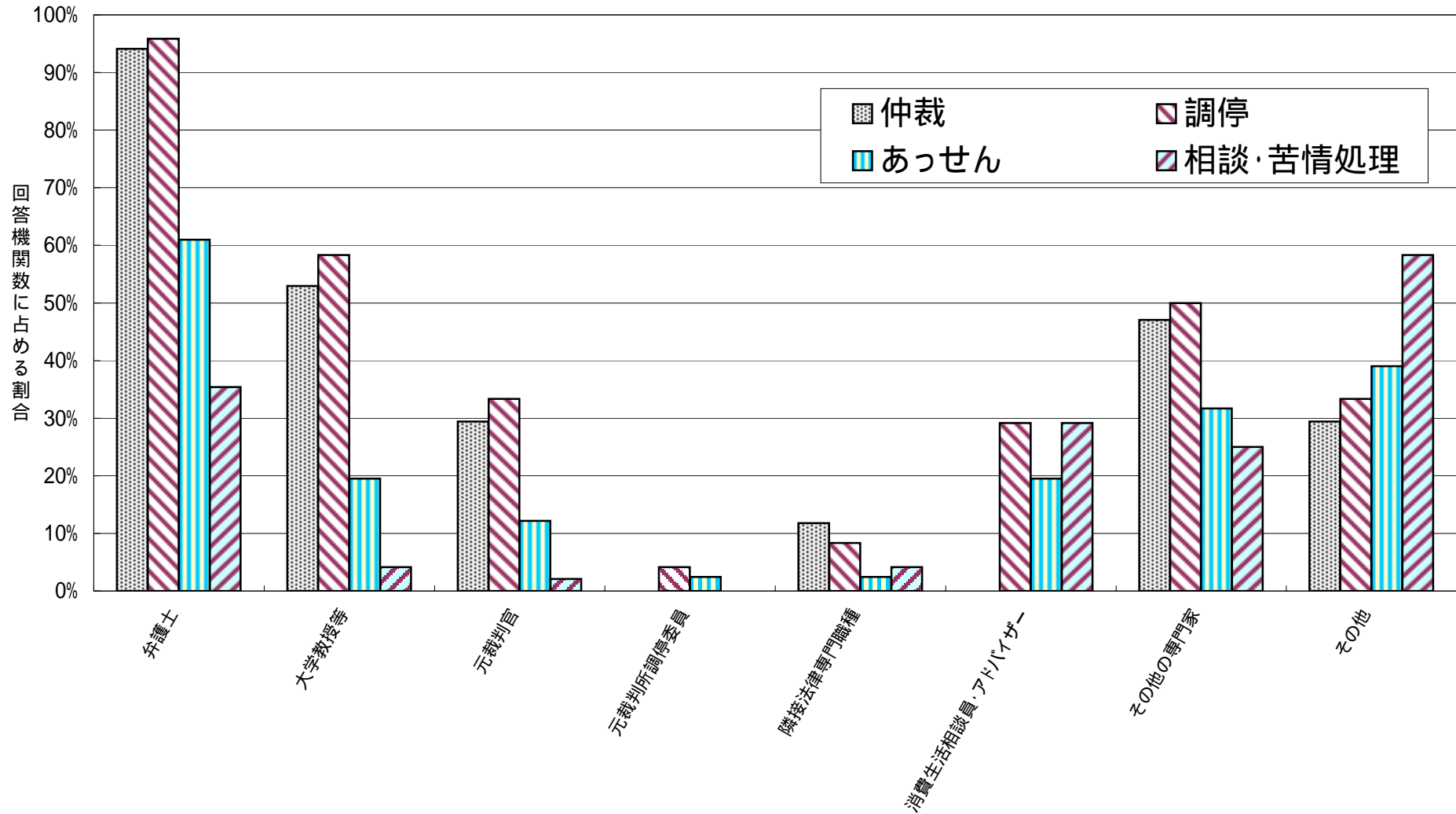


(注1) 専門家調停委員の定義が確立されていないので、民事調停委員に占める専門家調停委員の割合を算出することは困難であるが、例えば、上記の職業の調停委員を専門家調停委員とみた場合には、その割合は合計で39.5%となる。

(注2) 員数は概数である。

(注3) 資格を二つ以上有する者については、そのうち一つを代表として計上した。

# ADR機関における紛争処理の主宰者(複数回答)



(注1)「その他の専門家」としては、建築士、不動産鑑定士、医師等が、「その他」としては、一般学識経験者、事務局職員等が挙げられている。  
(注2)別途、主宰者以外に補助者を使用しているかどうかを尋ねたところ、回答のあった60機関のうち35機関が事務局職員等を補助者として使用していた。

「民間ADRに対するアンケート調査」(司法制度改革推進本部事務局)より

ADR主宰者に求められる能力(イメージ)

裁断的(主宰者主導)解決

< 紛争解決における主宰者の関与 >

調整的(当事者主導)解決

法的(普遍的)規範

< 当事者が希望する紛争解決基準 >

自律的(個別的)規範

**法的思考を通じた紛争解決能力**

(法律知識, 争点整理能力 + 説得能力など)

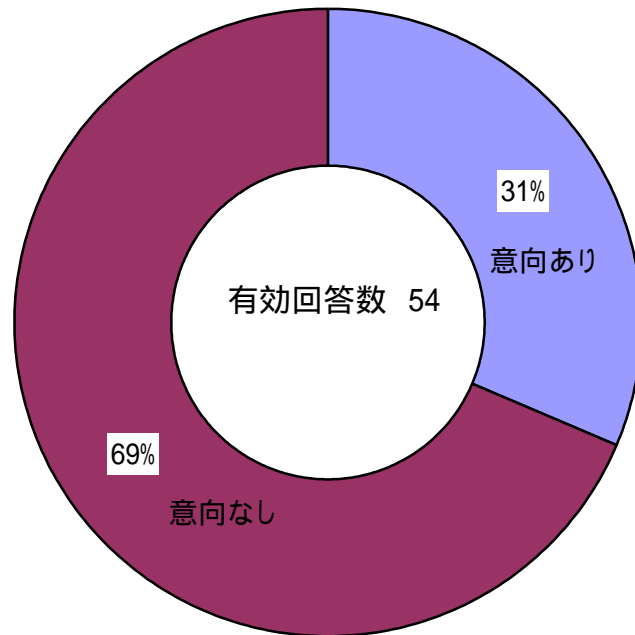
**紛争分野固有の専門的知識**

**心理学的手法等を通じた話し合い促進能力**

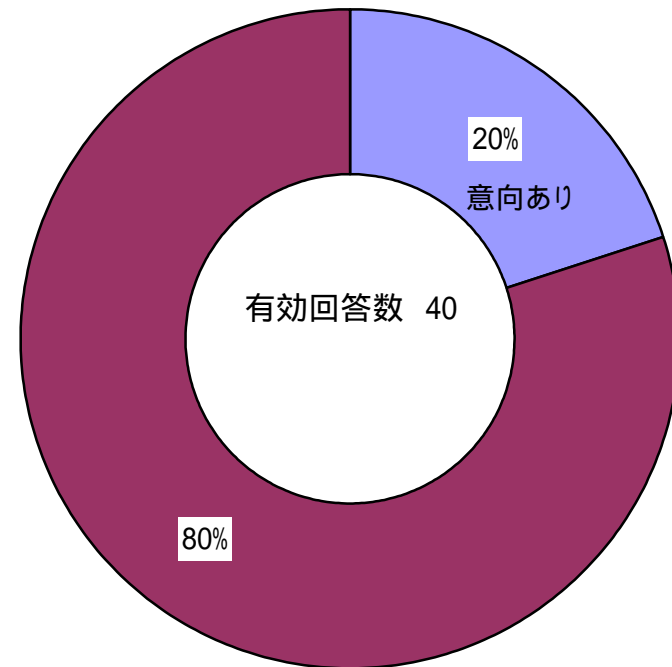
(コミュニケーション技術, カウンセリング技術など)

# 専門家(法曹資格者以外)を主宰者・代理人として活用することへの姿勢

主宰者として活用を拡大する意向の有無



代理人として活用を図る意向の有無



(注1) 主宰者としての活用を拡大するために改善すべき課題としては、専門的な分野の紛争に精通した者を確保するため、他の機関とのネットワークづくりや、十分な報酬を支払えるための財政基盤の強化、研修の充実などが挙げられている。

また、弁護士法第72条の規制対象の明確化が必要とする意見もあった。

(注2) 代理人としての活用を図りたいとする理由としては、専門性の必要な分野における活用に期待するというものや、実務に通じた者の活用を図りたいとする意見などがあつた。

「民間ADRに対するアンケート調査」(司法制度改革推進本部事務局)より

## 弁護士法(抄)

### (弁護士の職務)

第三条 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。

2 (略)

### (非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

### (非弁護士との提携等の罪)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一～二 (略)

三 第七十二条の規定に違反した者

四 (略)

### (参考)

「弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、広く法律事務を行うことをその職務とするものであって、そのために弁護士法には厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服すべきものとされるなど、諸般の措置が講ぜられているのであるが、世上には、このような資格もなく、なんらの規律にも服しない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事務に介入することを業とする例もないわけではなく、これを放置するときは、当事者その他の関係者らの利益をそこね、法律生活の公正円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することとなるので、同条(弁護士法第 72 条)は、かかる行為を禁圧するために設けられたものと考えられるのである。」(最大判昭和 46 年 7 月 14 日)

### 弁護士法第72条の予測可能性の確保のための措置 検討のたたき台(案)

弁護士法第72条ただし書を、例えば、「この法律及び他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」などと改正することはどうか。

(参考)  
弁護士法

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。